

令和7年度伊豆の国市立大仁小学校

いじめ防止基本方針

伊豆の国市立大仁小学校

伊豆の国市立大仁小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の基本的な考え方・姿勢

- 1 いじめ防止対策推進法（平成25年6月21日）の第2条「この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」を根拠にいじめを認知し、指導・対応を行っていくものとする。
- 2 学校内外を問わず、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、健やかでたくましい心を育むための学校体制を構築する。
- 3 いじめは、どの子どもにも、また、どこでも起こり得る問題であるという認識のもと、いじめの未然防止、早期発見のための対策を講ずる。
- 4 いじめの疑いを発見した場合は、学校、家庭、地域、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の解決に向けて取り組んでいく。

2 いじめの防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

ア 教職員と子どもとの信頼関係づくり（人権意識の確立）

- ・子どもの良さや可能性、行動や心情の変化、その背景に目を向けた子ども理解に努め、どの子どもに対しても、一人の人間として尊重する態度で接する。
- ・悩みや不安を抱える子どもには、共感的に関わり、可能な限り、自らの力で解決できるように助言や援助に努めていく。

イ 子ども同士の望ましい人間関係づくり

- ・学級活動、児童会活動において、自治的活動の場をより多く設けることにより、自己満足感を積み重ねるとともに、生活上の諸問題を自らの力で解決できる力を育む。
- ・学ぶ楽しさを感じる授業を積み重ねることにより、自己肯定感を高めていくとともに将来に向けての夢を育む。

ウ 子ども自らがいじめについて考える機会の設定

- ・道徳の時間において、一つ一つの道徳的価値について自己への問いかけが深められるよう努める。
- ・学級活動、児童会活動の中で、子どもがいじめについて主体的に考えるとともに、子ども自らがいじめをなくそうとする活動の場の設定に努める。

エ 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- ・子どもに関する情報の共有化を図り、子どもの実態に応じた適切な指導・支援の実現を図るために、職員会議等において情報交換の場を設定する。
- ・子どもの情報や指導過程等を、確実に引き継ぎ、継続的な指導を実現する。
- ・学級だよりや学校だより、学校HPでの情報発信を通して、教育方針や子どもの表れ等を家庭や地域に適時に発信する。
- ・PTAや地域と積極的に関わり、日頃から連携を深めるように努める。

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア 子どもの実態把握

- ・日頃と違う表れが見られないか。理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。
- ・落ち着きがない、おどおどしている様子はないか。
- ・学級全体に無力感が漂っていないか。
- ・一部の子どもを中心に、相互の対立や享乐的雰囲気はないか。
- ・グループをつくるときいつも最後まで残っている子どもはいないか。
- ・友達からの挨拶や言葉掛けが少ない子どもはいないか。
- ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほど気遣いをしていないか。
- ・特定の子どもが失敗すると、やじられたり笑われたりしていないか。

イ 早期発見の手立て

- ・全教職員で子どもの様子に注意を払い、また、担任は日記等も通して、日々子ども理解に努める。
- ・定期的にいじめに対するアンケート調査等を実施する。また、学級の雰囲気などからいじめが疑われる場合は、臨時にアンケートを実施すると共にその内容や方法も工夫する。
- ・児童及び保護者が、ＳＣに気軽に相談できるよう、学校便り等で訪問日を知らせるとともに、訪問日には授業参観等積極的に子どもとふれあう場を設ける。

ウ いじめに対する措置

- ・いじめを発見した、またはその疑いがあるときは、学級担任だけの対応ではなく、対策委員会を招集し対応にあたる。
- ・校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、対策委員会を開催する。対策委員会は、問題解決まで継続的に行っていく。
- ・対策委員会によって、具体的な対応方針や指導計画を決定する。全教職員参加の対策委員会でない場合は、全教職員へ周知する。
- ・最も信頼関係ができている教職員を中心に対応し、「最後まで守る」という意思を伝える。
- ・心のケアや登下校、休み時間の見守りなど具体的な安全確保を教職員で分担する。

(3) 組織の設定

ア いじめ防止等の対策に関する組織として、「いじめ問題対策委員会」を置く。

イ いじめ問題対策委員会は、いじめ防止及び問題解決のために、校長が招集する。最終的意志決定権者は校長とする。

ウ いじめ問題対策委員会の委員は、全教職員とSC, SSW, 外部の専門家等により構成する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ア 講師を招聘し、携帯電話やインターネットについて、児童や保護者が学ぶ機会を定期的に設け、いじめ防止のための啓発活動に努める。

イ 家庭でのインターネット環境、および機器を用いて行われたいじめに対する措置

- ・証拠を保存（日時、内容、サイト名、URL等）および掲示板やSNS管理者への削除の依頼をする。管理者に依頼しても削除されない場合、プロバイダに削除を依頼する。
- ・事案によっては、相談機関（伊豆中央警察署生活安全課、地方法務局等）に相談する。
- ・インターネット上での誹謗中傷は、人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした態度で指導する。
- ・保護者に事実を伝え、（ケースによっては）今後のインターネットの利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設ける。

ウ 学校でのインターネット環境、および機器を用いて行われたいじめに対する措置

- ・証拠を保存（日時、内容、アプリ名、URL等）した上で、削除を行う。
- ・事案によっては、相談機関（伊豆中央警察署生活安全課、教育委員会等）に相談する。

- ・インターネット上での誹謗中傷は、人権侵害であり、犯罪であることを毅然とした態度で指導する。
- ・保護者に事実を伝え、(ケースによっては) 今後の学校でのインターネットおよび、機器の利用の仕方について、本人及び保護者と協議する場を設ける。

(5) 関係機関との連携

- ア 教育委員会、児童相談所、警察と可能な限り情報を共有し、状況に応じて連携した指導を行っていく。
- イ いじめ問題対策委員会の開催
 - ・校長の指導の下、事案に応じて柔軟に委員を招集し、委員会を開催する。
 - ・被害児童の話をもとに、加害児童、周囲の児童、関わりのある教職員、保護者から、「何があったのか」を聞き取りや記録を元に情報を収集する。
 - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した場合は、警察と連携し対処する。
- ウ 保護者への対応
 - ・保護者に事実を伝え、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力をお願いする。
 - ・解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告する。
 - ・保護者間の争いが起こらぬよう対応することは当然であるが、やむを得ない場合は、教育委員会等第三者の協力を得て、対応にあたる。

3 重大事態への対処

次に該当する事案が発生した場合、校長は重大事態と判断し、その対処にあたるとともに、

(1)～(2)のように対応する。(根拠法令「いじめ防止対策推進法」第5章)

- ・保護者が、「いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てた場合。
- ・いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ・いじめにより相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

- (1) 直ちに学校の設置者に報告する。設置者の判断で、「学校」または「設置者」のいずれかを重大事態の調査主体とする。
- (2) 学校が調査主体となる場合には、学校の下に重大事態の調査組織を設置する。組織の構成については、SC,SSW、外部の専門機関等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの(第三者)の参加を図ることにより調査の公平性・中立性を確保する。